

堺市自治連合協議会 2月定例会

1. 依頼案件

(1) 運転者講習会の開催について

【広報さかい令和7年3月号掲載予定】

(サイクルシティ推進部)

4月6日(日)から4月15日(火)までの、令和7年「春の全国交通安全運動」の実施に先立ち、3月4日(火)から25日(火)の予定で運転者講習会を開催いたします。

各校区の地域交通指導員のみなさまに運転者講習会の日程や開催場所を記載したポスターの掲示と、実施校区では運営へのご協力をお願いさせていただきますので、お知らせいたします。

校区代表者様には日程や開催場所を記載した資料、代表交通指導員様には日程や開催会場を記載した掲示用ポスターを郵送によりお送りしております。

問合せ・・・自転車企画推進課 TEL228-7636

2. 事業説明案件

(1) 防犯灯電気料金支援金に係る認定防犯灯台帳確認届等の送付について

(市民生活部)

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

今般、令和7年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向け、令和6年度分の認定防犯灯につきまして認定防犯灯台帳確認届を自治会等の皆様にご提出していただく必要があり、認定防犯灯台帳確認届を区役所自治推進課から各单位自治会等に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

【認定防犯灯台帳確認届等の送付について】

- ・送付時期 令和7年2月上旬～2月下旬
- ・提出先 区役所自治推進課
- ・提出期限 区役所自治推進課から改めてお知らせいたします。

なお、今後、単位自治会等の代表者が変更された場合につきましても、必ず、同封の代表者変更届を区役所自治推進課にご提出いただきますようお願いいたします。

問合せ・・・市民協働課 TEL228-7405

(2) 南海トラフ巨大地震に伴う津波避難方針の策定について

(危機管理室)

10月以降各校区の皆様にご協力をいただき、南海トラフ巨大地震に伴う津波避難方針案についてご意見・ご要望をいただき、下記のとおり修正を行いましたのでご報告いたします。

記

1 修正概要

各校区からの意見を精査し、以下の点について津波避難方針に追記しました。

- ① 津波対象地域から避難先までの避難ルート（主要道）を明記
- ② 中学校を津波避難者が使用するの、大津波警報等が発表されるなど、津波避難者が発生する場合には限り明記
- ③ 各避難目標から避難する避難所に番号をつけ、分かりやすく表示
- ④ 指定避難所の鍵の解錠、施錠は市職員が行うことを明記

問合せ・・・防災課 Tel228-7605

(3) 第50回記念堺市民オリンピックの報告及び第51回大会の開催について
(スポーツ部)

皆様のご協力のおかげをもちまして、第50回記念堺市民オリンピックを開催することができましたことに厚く御礼申し上げます。報告書を取りまとめましたのでご報告させていただきます。

また、来年度の第51回堺市民オリンピックは、例年どおりスポーツの日である令和7年10月13日（月・祝）に開催いたします。開催方針につきましては、従来どおり校区対抗の競技大会とします。また、第51回大会から人数不足によりチーム編成ができない校区でも参加できる仕組みとして合同チームの編成を容認します。その他、第54回大会から新規種目としての採用をめざす「ディスコン」競技の体験会やスポーツに親しむ機会を提供する同時開催イベント等の充実を図ります。

今後とも、多くの市民の皆様に参加いただき、地域スポーツの推進につながる大会となるよう改善を図ってまいりますので、引き続きご支援・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ・・・スポーツ推進課 Tel228-7437

(4) 学校施設開放事業の熱中症事故防止の徹底について (地域教育支援部)

当課が所管しています学校施設開放事業では、暑さ指数31℃以上の場合、原則として運動を中止するルールとしていますが、このルールを守っていただけない利用団体がございます。

市民の生命と健康を守ることを第一に、安全かつ継続的に事業を行うための方策が必要であることから、来年度以降、利用団体に対する段階的な措置により、熱中症事故防止の取組を進めていく予定ですので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

問合せ・・・地域教育振興課 Tel228-7490

3. 事務局連絡

(1) 「こども 110 番の家」協力事業について

【1】協力者名簿について

令和 7 年度の「こども 110 番の家」協力者に対する保険加入のため「こども 110 番の家」協力者名簿をご提出ください。

<作成方法>

「令和 6 年度（令和 6 年度にご提出いただけなかった場合は、それ以前の名簿）協力者名簿」をご確認いただき、下記の要領で名簿の更新をお願いいたします。

| パターン | 対応 |
|---------------------|----------------------------------|
| ①協力者を名簿から削除する場合 | 名簿から「赤色の取り消し線」で行ごと削除 |
| ②協力者を名簿へ新規追加する場合（※） | 名簿へ「氏名・住所・連絡先等」を記入 |
| ③協力者に変更がない場合 | 名簿へ「変更なし」と記入（または変更無しの旨を自治推進課へ報告） |

（※）R6 年度までは名簿を「更新用」と「新規用」に分けていましたが、R7 年度から 1 つの名簿にまとめています。

<提出先>

各区自治推進課または市民協働課

<提出期限>

4 月 25 日（金）まで

（保険適用期間が 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について令和 6 年度の名簿をもって令和 7 年度の名簿として読み替えることとします。）

【2】協力企業について

<包括連携協定を結ぶ企業等との連携>

堺市と包括連携協定を結ぶ企業等より、「こども 110 番運動」への協力申し出があった場合、堺市において名簿登録を行います。（当該企業の店舗等の所在する地域の連合自治会長様にはその旨書面にてお知らせいたします。）

<【新たな取組】「堺市こども 110 番マップ」の作成について>

堺市こども 110 番運動の取組みをより多くの方々に知っていただき、地域の防犯環境の向上を図ることを目的に「堺市こども 110 番マップ」を作成し、市 HP 上での公開を予定しています。

▶ マップへの掲載は企業（店舗）のみとなります。

▶ マップへの掲載に賛同いただける企業につきましては、「【1】協力者名簿」の「マップ掲載」欄に○を付けてください。（堺市と包括連携協定を結ぶ企業等については、協定に基づき「マップ掲載」の許可をいただいているのであらかじめ○を付けています。）

【3】令和7年度契約内容（予定）

<契約期間>

令和7年（2025年）5月1日から令和8年（2026年）4月30日

<加入保険内容>

死亡・重度後遺障害 1,000万円
中度後遺障害 300万円・軽度後遺障害 30万円
入院見舞金（日数に関係なく） 5万円
通院見舞金（日数に関係なく） 1万円
建物損害・収容物損害（損害額に関係なく）3万円。

<申請必須条件>

こども110番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだ子どもが明らかであること。

<給付対象者>

実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。※同居親族とは、実施者の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のこと。

| | | | |
|------------|-----------|----|----------|
| （事業内容問合せ先） | 子ども育成課 | 電話 | 228-7457 |
| （名簿提出先） | 市民協働課 | 電話 | 228-7405 |
| | 堺区 自治推進課 | 電話 | 228-7082 |
| | 中区 自治推進課 | 電話 | 270-8154 |
| | 東区 自治推進課 | 電話 | 287-8122 |
| | 西区 自治推進課 | 電話 | 275-1902 |
| | 南区 自治推進課 | 電話 | 290-1803 |
| | 北区 自治推進課 | 電話 | 258-6779 |
| | 美原区 自治推進課 | 電話 | 363-9312 |

（2）令和7年度堺市自治連合協議会会議日程及び各区ふれあいまつり日程表について

○令和7年度堺市自治連合協議会会議日程表

○各区ふれあいまつり日程表

別紙会議資料のとおり

問合せ・・・市民協働課 TEL228-7405